

災害時対応マニュアル

〈Introduction〉 本マニュアルの位置づけ

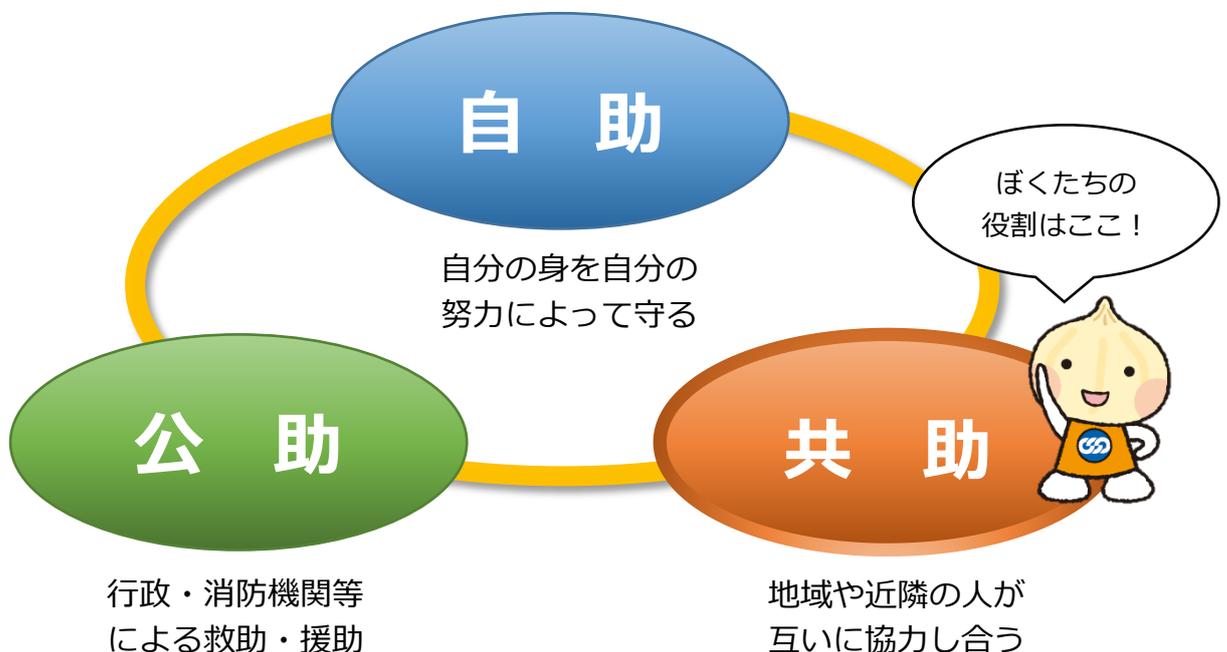
災害発生時には、まずは自助（自分の身は自分で守ること）が最優先すべき行動です。一方で、被災の程度が大きく、復旧に時間がかかる場合には、共助・公助が必須となります。

そこで私たち連合群馬は、災害の復旧・復興に向けて組織の力を最大限に発揮し、「共助」をしていくことが、地域の社会的役割として大変重要になってきます。

本マニュアルは、群馬県内で大規模災害が発生した時の、「連合群馬の役割・その対応方法」についてまとめたものです。（他県で大規模災害が発生した時は、連合および連合関東ブロックと連携し、対応をはかります。）災害が起きる前から、私たちの役割について認識し、協力して行動できるよう、組織内での活用をお願いします。

2019年10月
連合群馬

地域の防災力を高める3つの“助”



〈Contents〉

I 県内で大規模災害が発生したら ～連合群馬の対応～

1. 連合群馬の社会的役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 連合群馬災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 災害ボランティアの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 被害をできるだけ小さくするために、知っておくべきこと

1. 日頃からの備えで被災規模を最小限に・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 大規模災害が発生したあとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 連絡先・自治体の情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

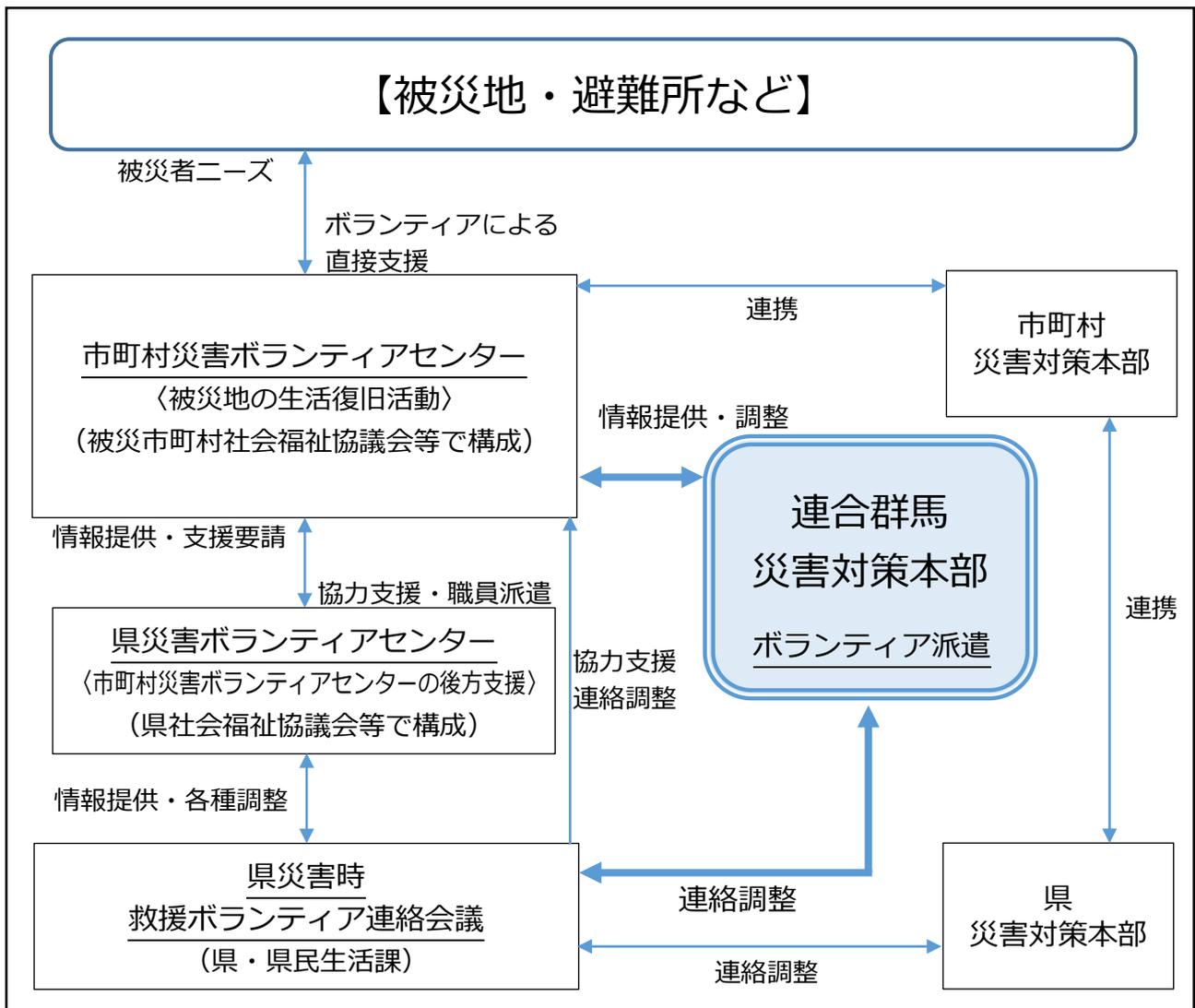
I 県内で大規模災害が発生したら ～連合群馬の対応～

1. 連合群馬の社会的役割

群馬県内で大規模な災害が発生し、被災市町村で災害ボランティアセンターが設置されて復旧支援が必要となった場合、連合群馬は「※¹群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」の一員として、その支援にあたります。

【群馬県で大規模災害が発生した時の支援ネットワーク体制】

2017年10月策定「群馬県災害時受援・応援計画」の一部に連合群馬を追記したものの



⇒ 【各自治体や社会福祉協議会の連絡先】 P 7～

※1 『群馬県災害時救援ボランティア連絡会議』…大規模災害時に連携・協働して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れ体制を整備するため、平常時から県域や市町村域で関係機関や団体等のネットワークを築くために設置された会議です。群馬県県民生活課、群馬県社会福祉協議会が事務局を担い、県内のボランティア活動に携わる団体で構成されています。

2. 連合群馬災害対策本部

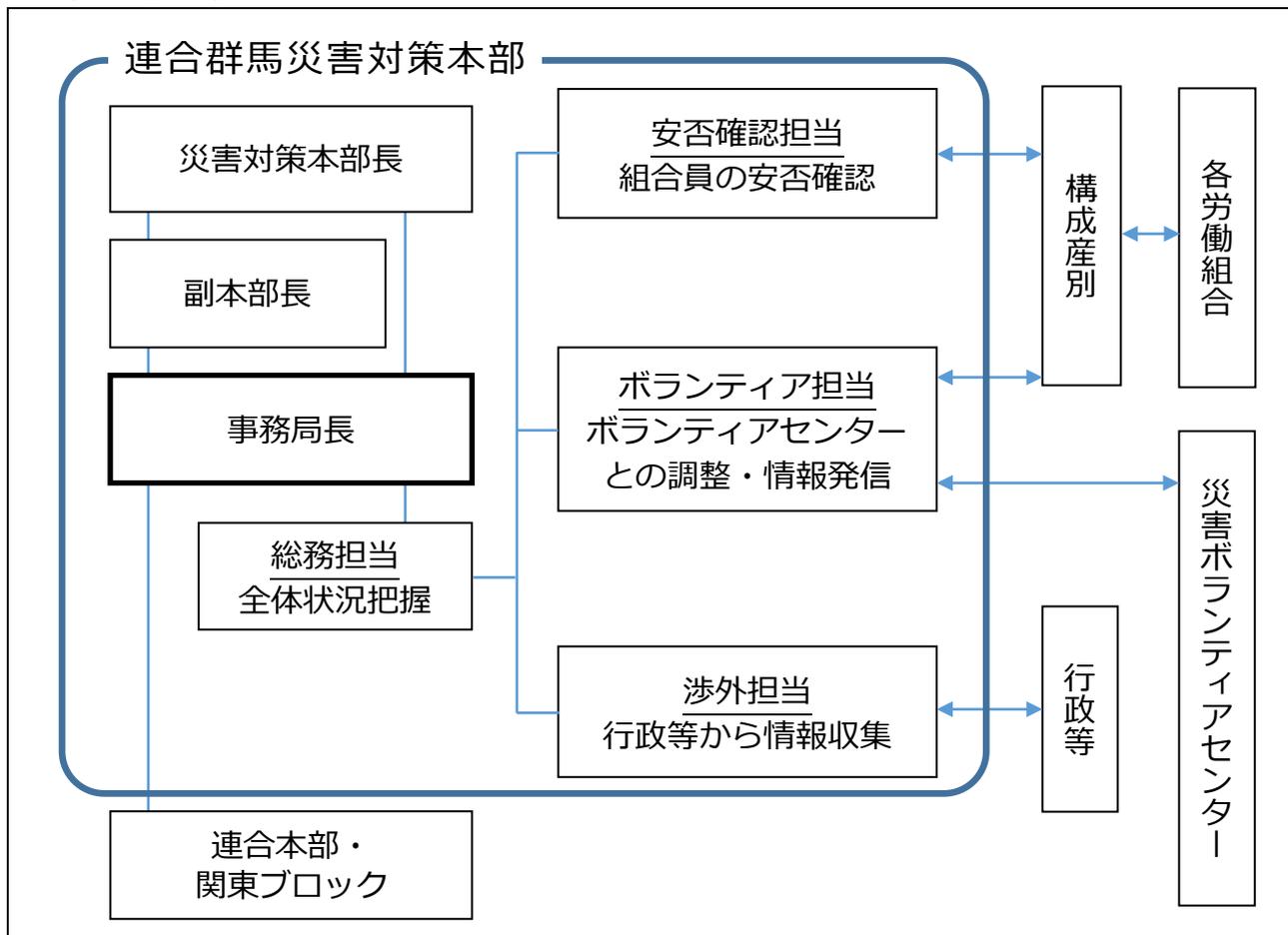
(1) 設置

自然災害等により、県内で大規模な被害が発生した時、連合群馬事務局長の判断により「連合群馬災害対策本部」を設置します。災害対策本部は、組織内の安否確認のほか、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）や自治体と連携し、ボランティアの募集・派遣のための事務局を担います。メンバーは主に連合群馬役職員で構成し、設置場所は原則、連合群馬事務所とします。

(2) 役割

役職	担当者	任務
本部長	連合群馬会長	全体指揮
副本部長	連合群馬副会長	本部長補佐
事務局長	連合群馬事務局長	班編成・任務確立・情報統括・外部対応
事務局次長	連合群馬副事務局長	総務・安否確認・ボランティア・渉外担当責任者
事務局	連合群馬職員	事務局次長補佐

(3) 災害対策本部構成図



⇒ 【連合関係連絡先】 P 7

3. 災害ボランティアの派遣

連合群馬災害対策本部が、災害ボランティアセンターと調整し、構成産別へボランティアの情報展開・募集を行い、一つの団として派遣する手順について、以下に記載します。なお、対策本部設置時には、ボランティアの要請が見込まれることを、事前に構成産別へ周知をします。また、速やかに被災地へボランティアを派遣することができるよう、一連の活動や費用の執行の決定は、連合群馬災害対策本部内で行い、経過については、翌月以降の執行委員会で報告し承認を得ます。

(1) 被災状況の確認

連合群馬災害対策本部は、被災市町村（広域にわたる場合は県）の災害対策本部に被災の状況および、ボランティア派遣の必要性、その窓口（災害ボランティアセンター）を確認します。

(2) ボランティアの調整・動員・派遣

連合群馬災害対策本部は、窓口となる災害ボランティアセンターへ、具体的な対応がはかれるよう、①派遣先（集合場所、駐車場の有無も確認）、②作業の内容（時間、募集している人数の規模も含む）、③作業員の弁当・飲み物の確保ができるか、④現場責任者、その緊急連絡先を確認します。

上記の情報が得られたら、連合群馬災害対策本部は早急に、⑤派遣期間、⑥派遣人数・代表者、⑦活動内容・行程、⑧必要機材・服装、⑨移動の方法、⑩飲食の情報、⑪保険の加入、⑫緊急連絡先、について決定します。

状況の確認および活動内容を決定したら、連合群馬災害対策本部長の指示のもと、構成産別へボランティアの動員要請を行います。

動員の結果を、災害ボランティアセンターに報告し、最終調整をしたのちに、ボランティアを派遣します。

(3) ボランティア派遣に関する費用

消耗備品や必要機材、活動をするうえで必要と認めた場合の費用については、連合群馬の福祉基金会計より拠出します。

●ボランティアの心構え…ボランティアにかかる宿泊費、食費、交通費や場所は用意されません。すべて自分自身で確保することが前提です。また、ボランティアをする際には、ボランティア保険の加入が必須となります。（300円～700円程度）ボランティアは自己責任のもと、被災地に迷惑をかけること、自分には何ができるかを考え、事前に情報収集を行きましょう。

●連合群馬地域協議会について…地域での被災状況やボランティア募集などの情報収集には、地協の役割も大きいと考えます。しかし、地協役員はすべての方が非専従役員であり、単組での役割があることを踏まえ、単組での情報収集に専念できるよう、災害対策本部の設置は、地協にはしないこととします。ただし、連合群馬事務所が被災した場合、市町村のボランティアセンターでのボランティアの受け入れ等、状況により地協役員に対策本部へ加わってもらう場合があります。

Ⅱ 被害をできるだけ小さくするために、知っておくべきこと

1. 日頃からの備えで被災規模を最小限に（群馬県HPより一部抜粋）

～災害から自らの命、家族の命を守るために～

自然災害による被害をできるだけ少なくするためには、自分の身は自分で守る『自助』、地域や近隣の人が互いに協力しあう『共助』、公共機関が行う『公助』が重要とされています。その中でも防災・減災の基本は「自助」、一人ひとりが自分の身の安全を守ることです。災害が発生したときは、第一に「自分が無事であること」が最も重要です。

(1) 家庭の防災メモを作って家族と共有する

災害が起きた時の行動について家族で話し合い、「防災メモ」を作っておきましょう。以下は、メモをしておく代表的な例です。

① 家族の名前	② 電話番号	③ 勤務先・学校
④ 勤務先・学校の電話番号	⑤ 避難場所	⑥ 家族が離れ離れになった時の集合場所

(2) 避難時にすぐに取り出せる非常用持出品を準備しておく

① 携帯ラジオ	② 預金通帳・印鑑	③ 現金
④ 懐中電灯、予備の電池	⑤ ライター	⑥ ナイフ、缶切り
⑦ 手袋	⑧ タオル	⑨ マスク
⑩ 医薬品	⑪ 身分証明書のコピー	⑫ 下着類
⑬ 生理用品	⑭ 水・食料	⑮ 携帯電話の充電器

(3) 復旧までの数日間に必要な非常用備蓄品一覧

救援物資が届くまで、または災害が落ち着くまでの生活に必要な物の一例です。

① ラップ	② トイレットペーパー	③ カセットコンロ
④ 約3日分の水・食料	⑤ シャンプー、石けん	⑥ 救急薬品
⑦ 歯ブラシ	⑧ 毛布	⑨ ブルーシート
⑩ ビニール袋	⑪ 筆記用具	⑫ 携帯用トイレ

そのほか、自分や家族にあったもの（粉ミルク、哺乳瓶、おむつ、眼鏡、補聴器、暑さ対策品、防寒着など）を準備しておきましょう。

(4) 日頃からハザードマップ等で確認・準備をしておく

日頃から市町村が作成しているハザードマップを見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、自宅や学校・職場等の場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

市町村が指定している避難場所（災害種別ごとに異なります）を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

⇒各自治体の防災マップは、P.7以降にHPにつながるQRコードを掲載しています。

(5) 市町村から発令される避難情報について確認する

市町村から発令される避難情報には以下のものがあります。

警戒レベル3 避難準備・ 高齢者等避難開始	避難に時間を要する方（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）は避難を開始してください。 その他の方もいつでも避難ができるよう準備をし、身の危険を感じた場合は避難を開始してください。
警戒レベル4 避難勧告	速やかに避難場所へ避難してください。 地下空間にいる方は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。
警戒レベル4 避難指示（緊急）	まだ避難をしていない場合は、直ちにその場から避難してください。 ※外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋に移動し、命を守る最善を尽くします
警戒レベル5 災害発生情報	既に洪水や土砂災害などの重大な災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとってください。

(6) 安否を確認する手段

大規模災害発生時の通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行えるよう、固定電話・携帯電話・インターネットで利用可能な「災害用伝言サービス」があります。詳しい利用方法については、通信各社HPまたは、総務省HP「災害用伝言サービス」のページを確認してください。

① 災害用伝言ダイヤル (171)	災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。
② 災害用伝言板	携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。
③ 災害用伝言板 (web171)	パソコンやスマートフォン等から固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

2. 大規模災害が発生したあと

前述の通り、災害が発生した時、まずは一人ひとりが自分の身を守ること（『自助』）が、最も大切です。自身がケガをしてしまった場合は、避難することも、家族や周囲の人を助けることもできなくなります。そして、自分の命を守ると同時に、身近にいる高齢者や体の不自由な人などの支援にあたってください。

以下は、大規模災害が発生したときの基本的な対応になります。

（1）周囲の状況を確認しよう

周囲を見回し、火が出ていれば消してください。建物の中にいるときは、ドアや窓などを開けて出口を確保してください。

（2）避難所へ移動しよう

大地震の後の余震や火災、豪雨の後の土砂崩れなど、最初の災害が原因となって、次の災害（二次災害）が起きる場合もあります。周りの人と声を掛け合いながら、周囲の避難所や安全な場所へ移動してください。

手当てが必要な怪我人がいる場合には、周囲の人と協力して避難所まで運搬してください。重症で動かせない場合は、救急連絡(119)するなど協力を仰いでください。

（3）落ち着いたら情報収集と安否連絡・確認

ラジオなどで情報を入手しながら家族との安否確認を行ってください。デマに惑わされないよう注意し、避難所の責任者の指示に従って行動しましょう。

（4）余力があったら

倒壊家屋や転倒家具の下敷きになっている人の救出や火災発生の消火活動、けが人の救護などに協力しましょう。その際には必ず複数人で協力して行いましょう。

●避難所での心得…避難所は被災者が避難生活を送るだけでなく、情報や救援物資が集まる場所になります。また災害発生後は、家族の安否確認、二次被害の回避など、今後の行動を考えるためにも安全な場所で心身を落ち着けることが必要です。避難所では共同生活となり、不慣れな生活を強いられることもあります。お互いのストレスを最小限にするために、一人ひとりが協力して、お互いを思いあう気持ちが大切となります。

●SNSでのデマ情報に注意…携帯・スマートフォンやタブレットなどを使ったメールやSNSは、災害発生時には、安否確認、緊急情報、最新の災害情報、救急救命情報の収集や支援要請の情報発信などに大きな役割を果たしています。一方、SNS上では、実際に起こっていない事故や事実と異なる情報が発信されデマとして広がります。真偽の分からない情報が拡散すると、本当に必要な災害支援に関する情報を阻害する原因にもなりかねません。もし、根拠の疑わしい情報・未確認の情報のメールやツイートを見たときは、もしかしたらデマかもしれないと、まずは情報の真偽を確かめるようにしましょう。情報を誰かに伝えるときは、真偽を確かめてから責任を持って発信するように心がけましょう。

3. 連絡先・自治体の情報

(1) 連合関係連絡先

連合群馬 (災害対策本部)	027-263-0555	連合本部	03-5295-0550
連合群馬 前橋地協	027-263-0050	連合関東ブロック (連合東京)	03-5444-0510
高崎地協	027-324-0555	連合栃木	028-650-5555
桐生地協	0277-43-0554	連合埼玉	048-834-2300
伊勢崎地協	0270-21-6500	連合新潟	025-281-7555
太田地協	0276-45-6060	連合長野	026-234-1626
館林地協	0276-75-5833		
西部地協	0274-64-0557		
北部地協	0279-23-0555		

(2) 各自治体の情報

※防災情報発信情報は、群馬県地域防災計画・各自治体防災計画・各自治体HPより抜粋

※ハザードマップは、各自治体HP内の防災マップページ等のQRコードを掲載

群馬県	行政(防災窓口)	027-226-2244	危機管理室	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	027-255-6033		
防災情報発信方法	地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、全国瞬時警報システム及び群馬県総合防災情報システム等を維持・整備し、災害情報等を瞬時に受信・伝達する。			

前橋市	行政(防災窓口)	027-898-5935	危機管理室	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	027-237-1112		
防災情報発信方法	防災行政無線、ラジオ放送 (まえばしCITYエフエム)、インターネット、緊急速報メール等により情報提供を行う。			

高崎市	行政(防災窓口)	027-321-1352	防災安全課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	027-370-8855		
防災情報発信方法	ラジオ高崎での放送、「安心ほっとメール」や携帯電話の緊急速報メール、本庁舎及び各支所の広報車両での情報提供を行う。			

桐生市	行政(防災窓口)	0277-46-1111	内線 415 : 安全安心課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0277-46-4165		
防災情報発信方法	防災行政無線、広報車、市のホームページ、警鐘、市の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メールサービスで情報提供を行う。			

伊勢崎市	行政(防災窓口)	0270-27-2706	安心安全課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0270-25-4546		
防災情報発信方法	防災行政無線、市の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メールサービスで情報提供を行う。			

太田市	行政(防災窓口)	0276-47-1916	防災防犯課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0276-46-6208		
防災情報発信方法	防災行政無線、市の登録制メール、広報車、自治会組織への連絡、巡回等の方法により、速やかに周知する。			

沼田市	行政(防災窓口)	0278-23-2111	交換：防災対策課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0278-56-4603		
防災情報発信方法	防災行政無線、市の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メールサービス、広報車による巡回放送、緊急告知ラジオ、FM OZE 放送等により正確な情報を伝えて不安の解消をはかる。			

館林市	行政(防災窓口)	0276-72-4111	交換：安全安心課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0276-75-7111		
防災情報発信方法	防災行政無線、市の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メールサービス、館林ケーブルテレビ等により流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定をはかる。			

渋川市	行政(防災窓口)	0279-22-2130	防災安全課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0279-25-0500		
防災情報発信方法	防災行政無線、市の登録制メール等により、災害情報を速やかにわかりやすく住民に伝達する。避難場所となる小中学校等に屋外スピーカーを設置し、住民に災害情報や避難勧告等を伝達する防災行政無線を整備している。			

藤岡市	行政(防災窓口)	0274-22-7444	地域安全課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0274-22-5647		
防災情報発信方法	防災行政無線、携帯電話会社の緊急速報メールサービス、広報車を使用し適切かつ迅速な情報の提供を行い、市民生活の混乱の防止をはかる。			

富岡市	行政(防災窓口)	0274-62-1511	交換：危機管理課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0274-70-2232		
防災情報発信方法	防災行政無線、市の登録制メール、携帯電話会社の緊急情報メール、広報車による巡回放送等により社会的混乱を防止し、民心の安定をはかる。			

安中市	行政(防災窓口)	027-382-1111	内線 1131：危機管理課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	027-382-8397		
防災情報発信方法	防災行政無線、市の登録制メール、広報車及び消防車両等により被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保する。			

みどり市	行政(防災窓口)	0277-76-0960	危機管理課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0277-76-4111		
防災情報発信方法	全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線、市の登録制メール、携帯電話会社の緊急情報メール、広報車等により周知徹底をはかる。			

(北群馬郡)

榛東村	行政(防災窓口)	0279-54-2211	交換：総務課防災係	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0276-55-2594		
防災情報発信方法	防災行政無線、村の登録制メール、広報車等により、村民の適切な判断と行動を助け、役立つ正確な情報を広報する。			

吉岡町	行政(防災窓口)	0279-26-2243	町民生活課生活環境室	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0279-54-3930		
防災情報発信方法	防災行政無線、町の登録制メール、携帯電話会社の緊急情報メール、広報車等により行う。			

(多野郡)

上野村	行政(防災窓口)	0274-59-2111	交換：総務課	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0274-59-2592		
防災情報発信方法	防災行政無線、広報車、消防団により、避難情報や気象情報を伝える。			

神流町	行政(防災窓口)	0274-57-2111	交換：総務課消防交通係	ハザードマップ 
	社会福祉協議会	0274-58-2781		
防災情報発信方法	音声告知放送、CATV、広報車等により行う。			

(甘楽郡)

下仁田町	行政(防災窓口)	0274-82-2110	総務課地域安全係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0274-82-5491		
防災情報発信方法	防災行政無線、広報車等により行う。			

南牧村	行政(防災窓口)	0274-87-2011	交換：総務課総務係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0274-87-2676		作成されて いません
防災情報発信方法	防災行政無線、告知放送等により村民への迅速で正確な情報提供に努める。			

甘楽町	行政(防災窓口)	0274-74-3131	交換：総務課庶務係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0274-74-5700		
防災情報発信方法	防災行政無線、町の登録制メール、携帯電話会社の緊急情報メール、広報車による巡回放送等により周知する。			

(吾妻郡)

中之条町	行政(防災窓口)	0279-75-8807	総務課地域安全係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0279-75-8839		
防災情報発信方法	防災行政無線、村の登録制メールにより行う。			

長野原町	行政(防災窓口)	0279-82-2244	交換：総務課総務係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0279-82-4487		
防災情報発信方法	防災行政無線、町の登録制メール、広報車等の方法により周知する。			

嬬恋村	行政(防災窓口)	0279-96-0511	交換：総務課地域安全係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0279-96-1611		
防災情報発信方法	防災行政無線、広報車等の方法により、速やかに周知する。			

草津町	行政(防災窓口)	0279-88-0001	交換：総務課防災係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0279-88-1050		
防災情報発信方法	防災行政無線、町の登録制メール、広報車、草津テレビ等により周知する。			

高山村	行政(防災窓口)	0279-26-7942	総務課	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0279-63-2075		
防災情報発信方法	有線放送、防災行政無線、村の登録制メール、広報車等により周知する。			

東吾妻町	行政(防災窓口)	0279-68-2111	交換：総務課安全対策係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0279-68-2772		作成されて いません
防災情報発信方法	防災行政無線、町の登録制メール、広報車等により周知する。			

(利根郡)

片品村	行政(防災窓口)	0278-58-2111	交換：総務課	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0278-58-4812		
防災情報発信方法	防災行政無線、村の登録制メール、広報車等により周知する。			

川場村	行政(防災窓口)	0278-52-2111	交換：総務課総務係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0278-50-1122		
防災情報発信方法	防災行政無線、携帯電話会社の緊急速報メールサービス、村の登録制メール等で周知する。			

昭和村	行政(防災窓口)	0278-24-5111	交換：総務課庶務係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0278-20-1126		
防災情報発信方法	緊急告知FMラジオ、防災行政無線、村の登録制メール等で周知する。			

みなかみ町	行政(防災窓口)	0278-25-5002	総務課(危機管理室)	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0278-62-0081		
防災情報発信方法	防災行政無線、町の登録制メール、広報車等により速やかに周知する。			

(佐波郡)

玉村町	行政(防災窓口)	0270-64-7708	環境安全課	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0270-65-8864		
防災情報発信方法	FMたまむら、広報車、サイレン、警報等により周知する。			

(邑楽郡)

板倉町	行政(防災窓口)	0276-82-6123	総務課安全安心係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0276-82-3900		
防災情報発信方法	防災ラジオ、町の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メール、広報車等により周知する。			

明和町	行政(防災窓口)	0276-84-3111	交換:総務課安全安心係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0276-84-4013		
防災情報発信方法	防災ラジオ、携帯電話会社の緊急速報メール、広報車等により周知する。			

千代田町	行政(防災窓口)	0276-86-2112	総務課防災管財係	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0276-86-6181		
防災情報発信方法	防災行政無線、携帯電話会社の緊急速報メール、広報車等により周知する。			

大泉町	行政(防災窓口)	0276-55-0333	安全安心課	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0276-63-2294		
防災情報発信方法	防災行政無線、町の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メール、広報車等により周知する。			

邑楽町	行政(防災窓口)	0276-47-5019	安全安心課	ハザードマップ
	社会福祉協議会	0276-88-2408		
防災情報発信方法	町の登録制メール、携帯電話会社の緊急速報メール、広報車等により周知する。			

【沿革】

年月日	見直し内容
2005年10月11日	災害時対応マニュアルの確認
2005年12月1日	災害時対応マニュアルの運用開始
2008年2月12日	産別・地協連絡一覧及び資料編の修正、リース等営業所の修正
2013年8月20日	連合群馬災害対応の基本の修正、緊急対応編、基本編、資料編の修正・加除
2019年10月7日	連合群馬の社会的役割を踏まえた内容とするため、全面見直し